

上川南部地域森林計画 変更計画書（案）

（上川南部森林計画区）

自 平成31年4月 1日
計画期間
至 令和11年3月31日

（令和元年12月26日変更）
（令和2年12月25日変更）
（令和3年12月27日変更）
（令和 年 月 日変更）

北 海 道

計画変更の理由と始期

1 変更理由

次の理由により地域森林計画を変更する。

(1) 計画の対象とする森林の区域の異動による。

(2) トドマツの施業方法の見直しによる。

(3) 林道の開設等に関する計画数量等の見直しによる。

2 変更始期

令和5年4月1日から適用する。

計画の大綱

1 森林計画制度について

(4) 森林計画と関わりのある制度

(中略)

< 保安林制度 >

(略)

< 林地開発許可制度 >

無秩序な森林の開発による災害の発生や環境の悪化を防止するため、
地域森林計画の対象となっている森林に一定の制限を加える制度です。
1 h a (太陽光発電設備は 0.5 h a) を超える森林の開発を行おうと
するときは、北海道知事(市町村へ権限移譲した場合は移譲市町村長)の許可が必要となります。

< 伐採及び伐採後の造林の届出制度 >

(略)

< 森林の土地の所有者届出制度 >

(略)

< 森林整備補助制度 >

(略)

< 森林整備地域活動支援交付金制度 >

(略)

< 林業金融・税制制度 >

(略)

< 共有者不確知森林制度 >

(略)

< 森林経営管理制度 >

(略)

6 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 北海道森林づくり条例等との整合
(中略)

~条例の基本理念~

(略)

~基本計画の長期的な目標(めざす姿)~

百年先を見据え、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、自然条件や社会的条件を踏まえ、発揮を期待する機能に応じて、「水源涵養林」「山地災害防止林」「生活環境保全林」「保健・文化機能等維持林」「木材等生産林」に区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりを進めます。

適切な森林管理に基づく森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざします。

道民との協働による森林づくりに向けて、木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育む「木育」が道民に定着することをめざします。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

2 その他必要な事項

- (1) 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- (2) 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齡の異なる林分構造とすることを基本とします。
- (3) (略)

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
水源涵養林	(略)	(略)
山地災害防止林	(略)	<p>伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。</p> <p>また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。</p>
生活環境保全林	(略)	<p>伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。</p> <p>また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。</p>
保健・文化機能等維持林	(略)	<p>伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。</p> <p>また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。</p> <p>なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。</p>

(注)「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

(中略)

(2) 道有林

変更なし